

令和 4 年 6 月 6 日



ベースロード市場の監視について検討すべき事項

旧一般電気事業者による内外無差別のコミットメントに基づく具体的な方策の運用が 2021 年度より開始され、社内取引価格の設定や社内取引の文書化が進められていることから、2021 年度分以降のベースロード市場オークションの受渡年度の翌年度の監視（以下「事後監視」といいます。）に向けて検討すべき事項を取りまとめましたので、以下の通り公表します。

1. これまでの経緯

- ・ ベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、旧一般電気事業者の小売部門と同様にベースロード電源を利用できる環境を実現し、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットリングを目的としている。
- ・ 大規模発電事業者がベースロード市場へ供出する価格が、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした供出上限価格を超えている場合や、小売部門のベースロード電源に係る調達価格が供出価格を不当に下回る場合には、ベースロード市場の目的が達成されないおそれがある。
- ・ このような観点から、電力・ガス取引監視等委員会はベースロード市場ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、受渡年度の前年度および受渡年度の翌年度において監視を実施している。
- ・ 令和 4 年 2 月 8 日に開催された本委員会（第 359 回）の事後監視結果の報告において、今後の必要な対応として以下の公表を行った。

旧一般電気事業者による内外無差別のコミットメントに基づく具体的な方策の運用が 2021 年度より開始され、社内取引価格の設定や社内取引の文書化が進められているため、2021 年度分以降については、ベースロード市場への供出価格について、社内取引価格との整合性を確認していくことが適当ではないか。その際、現行のガイドラインでは、ベースロード市場への供出価格と社内取引価格との関係について明文化されていないため、必要に応じて、ガイドラインの見直しに関する建議を検討することとしたい。

2. 次回に向けて検討すべき事項

- [1] ベースロード市場ガイドラインの改訂について
- ・ ガイドライン策定後、旧一般電事業者の発電部門から小売部門への不当な内部補助を防止する観点から、内外無差別の卸売を行うこと等のコミットメントの履行、及びこれを確実に実施するための具体的方策の運用が2021年度より開始され、社内・グループ内取引価格の設定や取引の文書化が進められている。こうしたことを踏まえ、ベースロード市場への供出価格と社内・グループ内取引価格との整合性を確認していくことが適当である。
 - ・ また、こうした社内・グループ内取引のコストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについても確認することが適当であり、この点については、小売市場重点モニタリングを通じて確認する旨、ガイドラインに明記することが適当である。
- [2] 不当な内部補助防止策の取組状況の確認との整合性について
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ベースロード市場の事後監視とは別に、旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策の取組状況を定期的にフォローアップを行っている。ベースロード市場の供出価格について内外無差別性の事後監視を行う目的と上記フォローアップを行う目的は同様であるため、今後はベースロード市場を切り出して個別で検討するのではなく、不当な内部補助防止策の枠組みの中で併せて確認することが適当である。
 - ・ このため、ガイドラインに記載されている事後監視のうち、供出価格の内外無差別性の確認については、受渡年度から監視を行う旨をガイドラインに明記することが適当である。

5. ベースロード市場の透明性

略

(a) ベースロード市場の受渡年度の前年度

略

(b) ベースロード市場の受渡年度

大規模発電事業者から、ベースロード市場への供出価格とベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格との整合性の確認に必要な根拠の提出を求め、ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていないかについて確認を行う。

ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回るおそれ（注）がある場合、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

（注）ベースロード電源に係る社内もしくはグループ内取引価格が、ベースロード市場へ供出した価格を下回っていた場合、通常、ヒアリング等の対応を行うこととなると考えられる。

(c) ベースロード市場の受渡年度および受渡年度の翌年度

小売市場重点モニタリングを通じて、社内もしくはグループ内取引の購入コストを適切に認識した上で小売価格が設定されているかについて確認を行う。

小売平均価格（託送除き）が社内取引を含む電力調達費用と非化石証書の外部調達費用を下回っている場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(d) ベースロード市場の受渡年度の翌年度

必要に応じて大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。

実績と想定との乖離に合理性が乏しいと判断される場合には、該当事業者に対して詳細なヒアリングその他の必要な対応を行う。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室長 東
担当者:住田、水町、神田
電話:03-3501-1552(直通)